

平成28年第10回花巻市教育委員会議（定例会）議事録

1. 開催日時

開会 平成28年9月28日（水） 午後1時30分

閉会 平成28年9月28日（水） 午後2時45分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 3-2、3-3会議室

3. 出席委員（5名）

委員 照井 善耕（委員長）

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 伊藤 明子

委員 佐藤 勝（教育長）

4. 説明のため出席した職員

教育部長 市村 律

教育企画課長 岩間 裕子

小中学校課長 沼田 弘二

こども課長 高橋 靖

文化財課長 酒井 宗孝

5. 書記

教育企画課 課長補佐 佐々木英智 係長 小原正吾

上席主任 佐々木晶子（書記）

○照井善耕委員長 おはようございます。只今から、平成28年第10回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。会議の日時、平成28年9月28日、午後1時30分、会議の場所、石鳥谷総合支所3-2、3-3会議室。日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。議案第22号「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。高橋こども課長。

○高橋靖こども課長 議案第22号「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。

本規則は花巻市立幼稚園に幼稚園評議員を設置するため所要の改正を行おうとするものであります。改正の内容についてご説明いたします。議案第22号資料も併せてご覧ください。

さるようお願いいたします。第20条は幼稚園に評議員を置くこととし、評議員に関し必要な事項は別に教育委員会が定めることとするものであります。第21条は条項の追加に伴い移動を行うものであります。次に施行期日であります。本規則は平成28年10月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。本案に関し質疑のある方はお願いします。役重委員。

○役重眞喜子委員 この中で引用される学校教育法施行規則第39条、第49条の内容について、できれば資料でお付けしていただくといいのですが、とりあえず内容をお伺いしたいと思います。

○高橋靖こども課長 申し訳ございません。条項を持ってきておりませんでしたので、後でお持ちしたいと思います。

○役重眞喜子委員 準用規程とかできる規定かと思ったりしましたが後でいいです。

○照井善耕委員長 確認をお願いします。ほかにございませんでしょうか。なければ今質問があった件は後で回答ということで質疑は終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第22号「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。異議なしと認め議案第22号は原案のとおり議決されました。

次に議案第23号「花巻市立幼稚園評議員設置規程」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。高橋こども課長。

○高橋靖こども課長 議案第23号「花巻市立幼稚園評議員設置規程」についてご説明を申し上げます。本規程は只今ご決定をいただきました「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則」に伴いまして別途定めます規程の内容となります。本規程は幼稚園、家庭、地域の連携を促進し幼稚園教育の充実を図るため幼稚園評議員の設置に関し必要な事項を定めようとするものであります。規程の内容につきましてご説明いたします。議案第23号資料も併せてご覧くださいようお願いいたします。

第1条は本規程の趣旨について定めるものであります。第2条は評議員の役割について定めるものであります。評議員は園長の求めに応じ、教育活動の実施及び園運営に関して意見及び助言を行うものであります。第3条は評議員の定数を定めるものであります。1園につき5人以内とし、園長が定めることとするものであります。第4条は評議員の推薦の方法及び委嘱について定めるものであります。第5条は評議員の任期について定めるものであります。任期は委嘱した日から委嘱した日の属する年度の3月31日までとするものであります。第6条は評議員の運営について定めるものであります。園長が評議

員から意見を求める際はあらかじめ意見を聞くべき事項を示さなければならないこと、また、評議員から個別に意見を求めるほか、必要に応じて複数または全員から意見を聞く場を設けることができることとするものであります。第7条は評議員の職務上知り得た秘密に関する守秘義務について職を退いたあとも含めて定めるものであります。第8条は評議員に謝金を支払うこととし、その額は予算の範囲内で定めることとするものであります。第9条は本規程に定めるもののほか、評議員に関し必要なことは教育長が別に定めることとするものであります。次に施行期日であります。本規程は平成28年10月1日から施行しようとするものであります。以上でご説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 流れがあると思いますので、先に第49条、第39条について、高橋こども課長からお願いします。

○高橋靖こども課長 大変失礼いたしました。学校教育法施行規則第49条であります。只今お手元にお配りしたように学校評議員の規程でございます。第49条が小学校の規程になりますが「設置者の定めるところにより学校評議員を置くことができる」となっております。なお、第2項におきましては「学校評議員は校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる」。第3項におきましては「学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する」という規定でございます。これを準用するというのが第39条の規定となっております。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。役重委員、よろしいでしょうか。

○役重眞喜子委員 はい。

○照井善耕委員長 それでは議案第23号につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。伊藤委員。

○伊藤明子委員 任期ということで、1年とか2年とか書いていなくて、3月31日とだけ書いてありますが、年数が決まっていないのですか。

○高橋靖こども課長 任期につきましては、本年度は施行期日が10月1日ということで、10月1日に委嘱を行いたいと思っております。そうしますと、6か月ということになるのですが、来年度からは4月当初あるいは5月1日と、年度の早い段階からの委嘱を考えてございます。あと、複数年ということではなく、評議員の構成員の中ではPTA会長等も想定の中に入っておりますので、複数年は難しいかということで1年という任期で考えているところです。

○伊藤明子委員 評議員に支払う謝金はそれぞれに考えるところですか。それとも、だいたいこの位ということで考えてらっしゃるのでしょうか。

○高橋靖こども課長 評議員の謝金、報酬につきましては、一律で考えてございまして、教育委員会当初予算で予算化をしております。ちなみに、おひとり年間で4,000円という額なのですが、これをお願いをするということです。

○伊藤明子委員 もうひとつ質問ですが、個々にお話しを聞くことができたり、全体で聞くことができたりするというお話だったのですが、私は評議員というと評議員会をするイメージでしたが個々にというのはどういうことなのでしょうか。

○高橋靖こども課長 今年度の計画から申し上げますと、まずは、お願いする評議員さんに10月1日以降に1回お集まりいただきまして、各園それぞれの教育内容、教育目標をご説明申し上げたいと思っております。その後、後半になりますと運動会とか学習発表会という大きな行事がございます。こういった行事の公開、ご案内の折に委員さんからご意見を伺う形を設定したいと思っておりますし、年度末には各園で設定した運営目標の自己評価を行っておりますが、この自己評価を評価いただくというのが評議員さんをお願いする一番大きな中身になりますので、その時には再度、評議員さんにお集まりいただいて全体の意見を伺うという形で、個別の行事という部分、それから、一同に会する場ということで2つの設定の中で意見を伺いたいということで計画をしているところです。

○照井善耕委員長 よろしいでしょうか。他にございませんか。役重委員。

○役重眞喜子委員 今回、年度途中からの制定ということで、今まで小中学校にしか評議員がいなかったんですけど、この時期に、幼稚園に評議員を設置しようという実質的な理由、背景というものがあつたら教えていただきたいと思えます。

○高橋靖こども課長 今般の評議員の設置に関してですが、これにつきましては文部科学省で平成23年に学校評価のガイドラインを設定しております。その中でそれぞれの園で自己評価については実施をするように示されてございます。幼稚園というのは園と保護者が任意の契約に基づいて入園を決定するということがありますので、園の内容が広く知らしめていなければ入園まで結びつかないという流れがございます。そうした中で自己評価だけではなくて保護者、地域の関係者の方々にお集まりいただきまして園の運営内容等々を外部的な目でご意見をいただきながらより良い運営を目指し、今後入ってくるであろう保護者さんに対しても園の運営を示していきたいということから今般、評議員制を導入しようという経緯となつてございます。ちなみに、県内で評議員を置いているのはまだ半数ぐらいでございます。盛岡市、奥州市は全園やっているのですが、この近辺ですと実際にやっていないところがほとんどという状況でございます。

○照井善耕委員長 ほかにございませんでしょうか。なければ質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。それでは質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第23号「花巻市立幼稚園評議員設置規定」を原案のとおり決することに異議ありませんか。異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり議決されました。

日程第3、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いいたします。市村教育部長。

○市村律教育部長 配布資料の報告事項等をご覧いただきたいと思います。裏面の教育委員会関係行事の施設の臨時休業ですけれども、10月6日に国体の関係で皇族の方への対応がありますので大迫の総合文化財センターが臨時休館となります。その部分が記載漏れとなっておりますので、この場で追加の説明をさせていただきます。

資料No.1をご覧いただきたいと思います。9月2日から23日まで22日間の会期で開かれました平成28年第3回花巻市議会定例会における教育関係事項について、ご報告いたします。はじめに一般質問は9月5日から7日までの3日間行われましたが教育委員会関係では登壇議員12名中8名の議員から8件の事項について質問がございました。それぞれの質問に対する答弁の概要を説明いたします。

登壇順1番目、藤原伸議員の新興製作所跡地の上部平坦地にかかる質問のうち教育委員会は文化財的価値について答弁いたしました。当該地は様々な伝聞があるものの考古学的な調査は行われておらず、遺構の残存状況は試掘調査をしてみなければ分からない状況にあります。また、埋蔵文化財について一般的に記録保存ではなく現存保存が検討されるのは遺構の保存状態が極めて良く、併せて、時代が明確に判断できる遺物が良好な状態で出土するなど、城館研究の専門家や国県等の専門機関から「現状保存すべき」との一致した見解が示される場合に限られると理解しておりますが、専門的な見地からの見解をいただくには一定の時間が見込まれますので、まずは試掘調査を実施して状況を判断したいとお答えしたところです。なお、試掘調査の結果につきましては、この次の報告事項として文化財課長から説明をいたします。

登壇順2番目の内館桂議員からは2件の質問がありました。1件目の東和地域における公共交通のうち、市営バスが廃止された場合の児童生徒の通学手段について、今後市営バスが廃止された場合には、全てスクール専用バスやスクールタクシーでの対応とし、路線の組み換えや便数の検討、学校・保護者との協議を行い、合意形成を図りながら安全で適切な通学手段を構築して参りたいと考えております。2件目の田瀬湖ボート場の利用促進についての質問のうち市内小中学生の利用促進については、小中学校の授業ではほとんど実施されておりませんが、その理由として、移動に時間がかかること、天候に左右されやすいこと、全ての児童生徒の安全が確保される必要があること、操船について教育の研修が行われていないこと、教育課程内で授業時間を確保することが難しいことが挙げられます。従いまして、授業での活用は難しいものの田瀬湖湖水まつりウォータースポーツフェスティバルへの参加を促すなどPTAに働きかけて参りたいと考えております。

登壇順3番目の本館憲一議員からは新興製作所跡地について2点、質問がございました。まず、1点目の上部平坦地の文化財価値については藤原伸議員の質問に対する答弁と同じでありますので説明を省略させていただきます。次に、2点目（仮称）花巻城跡保存計画

策定の経緯と進捗状況についてでありますけれども、花巻城跡は、本丸、二の丸、三の丸を合わせて約23万7千㎡の広大な面積を有しており、盛岡城の内曲輪の約3倍近い面積となっております。また、史跡として指定している面積の割合は、盛岡城は6%弱ですが、花巻城は城跡全体の10%強を史跡として指定して、その保護と活用に努めております。遺構の保存状態が良好である可能性が高い武徳殿東側の二の丸南御蔵跡付近の土地を取得したことを契機に花巻城跡の史跡指定範囲の拡大等保存を進めていくための基本計画として「(仮称)花巻城跡保存計画」を策定しようとするものであります。計画策定は本年度から5か年計画で遺構・遺物の内容確認調査を実施し、二の丸南御蔵跡付近、三の丸武家屋敷伊藤家住宅、本丸跡の調査結果を踏まえて最終年度に計画案を取りまとめる予定であります。現在までの進捗状況は、昨年7月と本年3月に「花巻城跡調査保存検討委員会」を開催し、本年度は9月中旬に新興製作所跡地上部平坦地の試掘調査への現地指導をいただいております。10月3日に委員会を開催するほか、二の丸、三の丸の調査状況を報告しながら来年度の調査方針についてご意見を伺う予定であります。

登壇順4番の若柳良明議員からは、公立保育園の再編について5点の質問がありました。1点目の公立保育園の民営化により期待される具体的な効果について、公立保育園では新たなサービス導入に一定の準備期間が必要となるほか、施設運営や施設整備に対する国、県の支援が無くなり市が独自に財源を確保しなければならない状況となっております。一方、法人立保育園におきましては施設運営や施設整備について現在も国、県の支援が受けられる制度となっております。法人の裁量で保育サービスが整えやすい環境にあります。また、法人立保育園は設立の趣旨に沿って、それぞれ特色のある保育を実施しており、この多様性も利用者にとって大きなメリットと考えます。2点目の保護者説明会で出された意見については、「現在の保育内容を継承してほしい」「引継保育をしっかり行ってほしい」などのご意見をいただきました。3点目の公立保育園の正職員の割合の見直しについては、昨年度の3割程度から本年度は36%程度まで改善しており、さらに再編により4割程度まで改善していくものと想定しております。4点目の引継保育の実施方法については10月から来年3月までの半年間、移管先法人から各園に3名を派遣していただくこととしております。具体的な内容は移管先法人、保護者代表、市により設置した三者会議により協議を進めております。5点目の公立保育園運営の見直しについては平成27年度の運営費、約7億9,700万円と比較して平成29年度以降は年額で6,800万円ほどの減額を見込んでおります。

登壇順6番の近村晴男議員からは(仮称)大迫学校給食センターについて、3点の質問がございました。まず、食物アレルギーを持つ子供たちへの対応策については、現在のところ大迫地域においてはアナフィラキシーショックを起こす可能性のある児童生徒はおりませんが、今後、在籍することとなった場合には、市内の他の給食センター及び小中学校と同様に、除去食による対応としまして、事前確認、配膳時の教職員の立ち会い、児童生徒本人の確認によって、誤って配膳、配食することがないようにするほか、緊急対応を想定したマニュアルの作成及び訓練、エピペンの取り扱い研修を実施して速やかに医療措置ができる体制を整えております。2点目のセンター方式移行後の各小学校の給食調理室の活用策について、給食の搬入・搬出及び配膳に使用する予定でありますことから、他の用

途での使用の予定はございません。3点目のセンター方式移行後の食育を含めた指導体制については、栄養教諭が給食センターに配置されることにより栄養教諭を核とした食に関する指導体制が確立されることから、各校で策定している食育計画に沿って発達段階に応じた食に関する知識の習得や体験に取り組んで参ります。

登壇順7番の照井省三議員からは公立保育園の民営化について3点の質問がありました。1点目の民営化対象園における保護者や職員等との協議についてですが、意見交換や説明の場を設けてご意見を伺って参りましたが、総じて、再編に対する反対意見は無かったものの、保護者の方からは「入園申込み段階で、保育園の民営化の情報を伝えて欲しかった」とのご意見をいただいております。2点目の移管による職員の雇用・勤務条件等についてですが、正規職員の異動による非常勤職員への対応につきましては平成29年度の公立保育園の非常勤職員任用予定などの情報を適切な時期に示すなど、非常勤職員の今後の就労先確保に向けた活動に支障がでないよう配慮して参ります。3点目の移管先における保育士の確保、引継保育にかかる保育士の勤務諸条件等については、移管先法人との協定に基づき、引継保育に要する保育士の賃金及び社会保険料雇用主負担分相当について、市が移管先法人に対し支援することとしており引継保育の派遣が円滑に行われるよう対応して参ります。

登壇順8番の菅原ゆかり議員からは図書館の利用促進についての質問のうち、学校図書館に新聞を配置することについて質問がございました。市内小中学校のほぼすべての学校で新聞社等が発行する写真ニュースを利用しているほか、学校図書館への配備状況については、学校裁量によるほか、PTAの支援を受けて、日刊あるいは週刊の新聞を配備しております。学校図書館への新聞の配備については教材備品購入等との関係から各校の裁量に任せている部分もありまして、特別に新聞のみの予算措置はとっておりませんが、すべての学校で新聞の導入、各教科の学習における活用が進められている状況であります。

登壇順11番の櫻井肇議員からは保育行政について、2点、6つの質問がございました。まず、1点目の子ども・子育て支援新制度に係る成果や課題等についての5つの質問がありますが、1点目の保育の質の確保については適正な保育士等の配置、職員研修の充実、公立保育所における正職員率の向上により取り組んでおります。2点目の待機児童の現状については新制度による保育所の利用機会拡大により、結果として、待機児童が発生しており9月1日現在の待機児童は57名となっております。3点目の保育士の処遇改善については平成27年度の法人立保育所等における処遇改善等加算実績の平均は、保育士1人当たりの賃金改善月額が平成24年度に比べて1万6,294円増となっております。4点目の保育所における保育士欠員の状況については児童福祉法で定める基準に基づき保育を実施しており、保育士の欠員はないことを確認しております。5点目のふるさと保育士確保事業については、現在補助を受けている方は4名となっております。また、さらなる保育士確保策として日本学生支援機構の奨学生の方々も奨学金返還時の補助の対象とする方向で現在調査を始めております。次に、2点目の所得税の年少扶養控除廃止後の保育料については、平成27年度の制度改正の際に保護者に負担していただく保育料に大きく影響がないように配慮し、市独自で保育料の階層区分の見直しを行いました。その結果、平成27年度当初の継続入所児童1,712人のうち、年少扶養控除廃止の影響を受けて前

年度よりも保育料が上がったのは59人、保育料が下がったのは289人でありました。以上が一般質問に対する答弁の概要であります。

次に、教育委員会関係の議案について報告いたします。議案審議は9月8日に行われました。1つ目の契約事案につきましては、湯口中学校屋内運動場棟改築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。契約の相手方、契約金額は記載のとおりでありまして、平成29年6月末の工期となっております。

次に、平成28年度花巻市一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。歳入は、教育寄附金100万円でありまして、お二人の方々からそれぞれ50万円の寄付をいただいております。歳出は、501万2,000円でありまして、そのうち、児童福祉総務費301万5,000円は第3子以降保育料負担軽減事業補助金を増額するものです。国と市の保育料の階層区分が異なるため市の保育料の階層が同一であるにもかかわらず、国の無償化制度の対象となる世帯とならない世帯があることから、国の無償化制度の対象とならない世帯についても市の財源をもって多子世帯保育料負担軽減の対象とするものであります。小学校教育振興費117万7,000円及び中学校教育振興費82万円は教育寄附金を充てる図書購入、デジタル教科書等購入費のほか、旧学校林売却に伴う財源を充てて音楽用備品を購入しようとするものであります。

次に、平成27年度花巻市一般会計歳入歳出決算についてでありますけれども、決算特別委員会は9月14日から16日までの3日間行われました。教育委員会関係決算のうち、歳入については27ページ及び28ページ、歳出につきましては29ページ及び30ページに記載のとおりでございます。歳出決算額の総額は63億6,251万円余となっております。以上をもちまして、平成28年第3回花巻市議会定例会における教育委員会関係事項についてのご報告とさせていただきます。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。只今ご報告いただいた内容について質問等ございましたらお願いします。

新興製作所跡地上部平坦地は新興製作所が所有していた範囲内での上部平坦地という捉え方ですか。そのほかの新興製作所以外の部分では同じような課題はないのでしょうか。

○市村律教育部長 民間で住宅が建っている部分がございます。

○照井善耕委員長 市の部分はないんですか。

○酒井宗孝文化財課長 三の丸公園の部分、あとは市民体育館の部分等があります。

○照井善耕委員長 民間のものになっている部分は家が建っているけど、もしこれから工事しようとなった場合は法にのっとって届出をして、調査してという格好になるのでしょうか。

○市村律教育部長 三の丸公園の西側で分譲したところも2件、発掘調査を行って記録を

とってありますし、北向いの区画のところも調査をして、記録を取ったうえで土を盛って下の遺構を傷めないようにしています。

○酒井宗孝文化財課長 土盛りをして保護したのですが、どうしても深く掘らなければいけない部分につきましては発掘調査をしました。

○照井善耕委員長 新興のグラウンドがあった北側は。

○市村律教育部長 下部平坦地です。

○照井善耕委員長 あそこも同じ所有者ですか。

○酒井宗孝文化財課長 あそこは、ひまわりという違う所有者になっております。

○照井善耕委員長 今の部分についてはよろしいでしょうか。それでは、次の報告をお願いいたします。酒井文化財課長。

○酒井宗孝文化財課長 新興製作所跡地上部平坦地の埋蔵文化財試掘調査についてご報告いたします。資料はNo.2でございまして、図面及び写真を併せて3ページです。

新興製作所跡地上部平坦地における埋蔵文化財の試掘調査について、当該所有者メノアース株式会社から売買交渉権を得ている解体工事受託者、株式会社光の齋藤社長から協力の申し出があり、このたび実施しましたので概要を報告いたします。

当該地は花巻城当時、先端部の物見を除いて建物があっただという記録はないものの、花巻城三の丸の一部であり、古くは平安時代後期の安部氏の柵跡との伝承を持つ場所であることから、埋蔵文化財の残存状態とその内容確認のために、試掘調査を実施したものです。

調査は平成28年9月13日から16日の4日間にわたり、地内に12本のトレンチ(試掘構)を設定して行いました。全体の面積は300㎡になります。この結果、11本のトレンチから柱穴約20個、溝3条、堀1本、土坑4基、土坑は人工的に掘られた穴ですが用途は分からないものです。竪穴住居跡1棟を検出したほか、近世の備前産の磁器破片と平安時代と考えられる須恵器破片1点が出土しました。これらの結果から、上部平坦地は、戦前の工場建設や本館・別館建設の際の削平や破壊を受けてはいるものの、平安時代から近世までの遺構の一部が残存していると推定されます。

検出された遺構の詳しい時代や時期、性格については、土層等の情報を整理・検討中であり、10月3日に開催を予定している「花巻城跡調査保存検討委員会」において結果を報告し、専門家の意見を頂いたうえで、公表したいと考えております。なお、遺構の残存が確認されたことから、当該地についての開発にあたっては、開発者負担による発掘調査を行うこととなります。図面等も参照いただきたいと思います。以上でございます。

○照井善耕委員長 何かご質問等はございますか。

開発する場合は開発者負担による調査を行うということですが、今回は開発を伴わない調査をやったということですか。

○酒井宗孝文化財課長 その前段階の何が入っているか内容確認のための調査です。

○照井善耕委員長 例えば、民間の土地になっている所も協力の申し出という格好で教育委員会で負担して調査を行うこともあるのですか。

○酒井宗孝文化財課長 学術調査として行うことはございます。

○照井善耕委員長 あくまでも開発部分については所有者負担で調査するということですね。

○酒井宗孝文化財課長 保護をするということですのでございますから、例えば、盛り土をして下の層が保護できればそれで良いのですが、地下に掘削が及ぶ、あるいは、今回みたいに全部切り崩してしまうとなりますとそれは発掘調査による記録の保存となります。

○伊藤明子委員 残さなければならぬとなったら所有者の人は困りますよね。

○役重眞喜子委員 この後の開発というのはどうなるのか。負担してまで開発される予定があるのでしょうか。

○酒井宗孝文化財課長 上部平坦部における開発の届出はまだ提出されておられません。一般的な順番でいきますと届け出があって、教育委員会で掘らせていただいて、それから協議となります。今回は順番が逆になりました。

○役重眞喜子委員 建物については基礎が入っているから（遺構が）壊れている可能性があるのですか。

○酒井宗孝文化財課長 そう思われますが、一応、本館、別館の解体につきましては届けが出ておりますので、基礎を抜く場合には一回調査をします。但し、まだお金の問題が解決していないということで株式会社光からはまだ基礎は抜かないと言われております。

○市村律教育部長 上部平坦地の本館、別館は地上の部分は解体されますけれども、地下の部分は残っていますし、下部平坦地の1号から5号棟も地上部分は解体されているのですが、土の中はそのままですので、それらを撤去するときは工事立合いを文化財課で行います。

○役重眞喜子委員 地下にそんなに構造物が入っているのですか。

○市村律教育部長 下の工場棟だと長いもので7mの基礎が入っております。上の本館部分で1mぐらいです。別館の方は地下室まで掘り下げています。

○佐藤勝教育長 結局、掘を埋めてその上に建てましたので基礎を相当入れる必要がありましたし、その分壊れています。

○伊藤明子委員 では、あの辺り一帯がそういう感じなんですかね。金魚屋さんもそうなんですかね。

○佐藤勝教育長 そうです。あそこも駐車場も掘の上ですね。掘の先端部は4号線（現在の298号線）の三田商会さんまでありまして、その位大きいです。

○市村律教育部長 お堀について、工場棟が建っている辺りは、そのとおり基礎がかなり深く入っているのですが、グラウンドの辺りは建物が建っていなかったので所有者の了解をいただいてお堀の形を試掘をさせていただいて、だいたい下お堀の形状はこういう形だったのではないかとということの確認をしました。建物が建っている方は基礎が深く入っているので相当破壊されているのではないかと推測されます。

○照井善耕委員長 今、鳥谷崎神社の西側に何件か家が建っていますよね。あと、空き家もありますよね。例えば、空いている建物を壊して活用していくという場合にも個人所有ということであれば、そこが負担してやらなければいけないということですか。

○佐藤勝教育長 面積にもよりますけれども、個人住宅であれば事前に届け出を出していただき私共で調査します。

○酒井宗孝文化財課長 国庫補助が出ますので負担はありません。但し、アパート等利益を求める建物である場合は原因者負担になります。開発の場合は必ず発掘調査になりますけれども盛り土で守ったり、発掘調査をしていただいたりです。

○照井善耕委員長 保存の方法は何種類かあるということですね。

○役重眞喜子委員 保存活用計画は、そういう中でどういったことができるのでしょうか。

○佐藤勝教育長 スタンスとすると、復元するのではなくて、まずは調査をしっかり行って、それから残せるものは残しましょうということですね。

○役重眞喜子委員 「保存活用計画」という名前が期待を持たせる名前なので、もうちょっとトーンダウンした名前の方がいいのかなと思って。

○照井善耕委員長 記録保存というのは正式な言葉ですよ。そういうイメージがもっと広がってもいいよね。現物保存のイメージばかり先行して、どう活用するのかという話ではなく、要はきちんと調査して記録されていくことだと思う。遺構の前の歴史だってあることだし。図面を基に立体的にやっているところもあるみたいだけど調査がしっかりしているからできることだよ。

他にございませんでしょうか。なければこの報告についての質疑を終結いたします。他に報告等ございますか。佐藤教育長。

○佐藤勝教育長 8月29日に県教委主催で市町村教育委員会教育長・県立学校長緊急合同会議が開催されました。会議の説明項目は「不祥事防止の徹底について」と「命を守る教育について」であります。

不祥事防止の徹底については、これまでも綱紀保持、未然防止をやってきたわけですが、県立学校職員の未就学児への強制わいせつとか、学校での体罰の発生など教員の不祥事が連続して発生しており、この会議後も実は麻薬保持とか体罰が出ています。県民の信頼を大きく損ねているということで、これまでの取り組みに加えて日常の指導、観察をしっかりとっていくこと、特に非常勤・臨時職員についてもしっかりと話をして教育公務員としての自覚を認識してもらい未然防止に努めることでの説明でした。また、命を守る教育について、県内ではこれまでいじめに起因するとみられる自殺事案があったわけですが、その後も自死未遂あるいは自死事案というのがありました。それから、これは県立学校だと思ってしまうのですが、自傷行為に及ぶ子が多いということがあって、改めて命を守る教育、いじめ防止の観点で安全指導の徹底を喫して欲しいという中身でありました。

幸い花巻市内ではこの2つのことについて、現在はないんですけれども、過去にはコンプライアンス違反がありましたし、子ども達でもヒヤリハット事案がないわけではないということで、早速9月2日に緊急の校長会議を開催し、学校の取り組みを再度充実するように求めました。今回、校長先生方は小さなグループで実践上の取り組み・工夫の情報交換をいたしました。その中で、以前よりも虐待事案が増えてきて、それに対する初動の動きはやっておりますし、家庭内の教育力、保護者との連携について各校ともしっかりと取り組んではいるんですけれども、学校全体とするとマンパワーの部分や市教委との連携、福祉部局との連携、警察機関との連携について、さらに連携強化あるいはバックアップが必要だということをご意見としてたくさんいただきました。やはり日常から緊密な情報を共有していかないと、初動で見過ごしてしまったり、保護者との見解の相違が出てきたりするというので、改善すべきことがたくさんあることを確認しました。このような取り組みがありましたのでご報告いたします。

○照井善耕委員長 生徒指導上で小学校と中学校との情報交換、連携はうまくいっているのですか。

○佐藤勝教育長 中学校区でみると齟齬なく進んでいると思います。ただ、転校してくる

子もおりますので、PTAも協力して、不安定な状況のままというのはあまりないと。様々な理由で移ってきた子が上手くやっているという事例も多いと思います。

○照井善耕委員長 小中連携して1人の子どもを見ていくわけだけれども、受け入れる体制は小学校でも持ちながら見守っていくことが必要かと思います。

あと熊は大丈夫ですか。

○佐藤勝教育長 報告を受けていました。市内で熊の出没が300件くらいですが、それぞれの学校、PTA、地域でもスクールガードの方のご協力をいただいて被害は出ていないということです。南城小学校のPTAで全員に鈴をプレゼントしたところ、同じ地区内に居住する方と会話する機会があって、何かしたいということになって、熊の幟の話が出てきました。最終的に市P連を介して東北保安産業というところから60本いただき、出没件数の多いところを加味しながら学校で使っているということです。

○照井善耕委員長 市P連を介してやったというのがいいと思うんだよね。ある団体だけでやるのではなくて大きな組織に乗っけてやるのがいいと思うんだよね。他になければ。沼田小中学校課長。

○沼田弘二小中学校課長 小中学校課からの連絡事項ですけれども、学校公開の資料の配布のお知らせです。参加される学校で分けましたけれども、一部参加されない学校でもぜひご覧いただきたいということで参考として資料をお配りしているところもございます。ご覧いただいているいろいろご指導いただければありがたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

○照井善耕委員長 以上で、本日の議事日程は終わります。教育委員会議はこれを持って閉会といたします。